

適正な施工体制等について (令和 7 年度技術力向上講習会)

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課

次第

1. 技術者制度

2. 建設業における働き方改革

- ・ 週休2日工事
 - ・ ICT活用工事
-

3. 安全管理の強化について

4. 情報共有システム（A S P方式）

5. 県土整備データ共有プラットフォーム

1. 技術者制度について

工事現場に配置する技術者について

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、元請・下請にかかわらず、工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、かつ、下請契約（請負額）の総額が**5,000万円（建築一式工事は8,000万円）**以上となる場合は、**特定建設業の許可**が必要となるとともに、主任技術者に代えて、**監理技術者を置かなければなりません**。

（備考）本県においては、上記に加え、予定価格（税抜）1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事で、監理技術者の専任配置を求めています。

技術者の雇用関係について

雇用関係

主任技術者及び監理技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

(備考)

- ・在籍出向者などは、直接的な雇用関係ではありません。
- ・専任を要する主任技術者又は監理技術者については、入札の応札日以前に、継続して3ヶ月以上の雇用関係が求められます。

配置技術者の専任について

主任技術者・監理技術者が工事現場に専任すべき工事

工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の公共性ある重要な工事（戸建て住宅を除くほとんどの工事が該当）においては、工事現場毎に専任が必要。

専任を要する主任技術者の兼任について

「一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事」で、かつ、「工事現場間の移動距離が10km程度以内」の場合は2件の工事を管理することができます。ただし、発注者が認める場合に限りです。

兼務対象工事に密接な関係のある災害復旧工事等を含む場合は、兼務対象工事及び主たる営業所が同一の振興局建設部管内（災害復旧工事等以外の建設工事は10km程度以内に近接した工事）であれば、発注者が認める場合に限り3件まで管理できることとしています。

※ 監理技術者については、次頁参照

専任特例 1号について

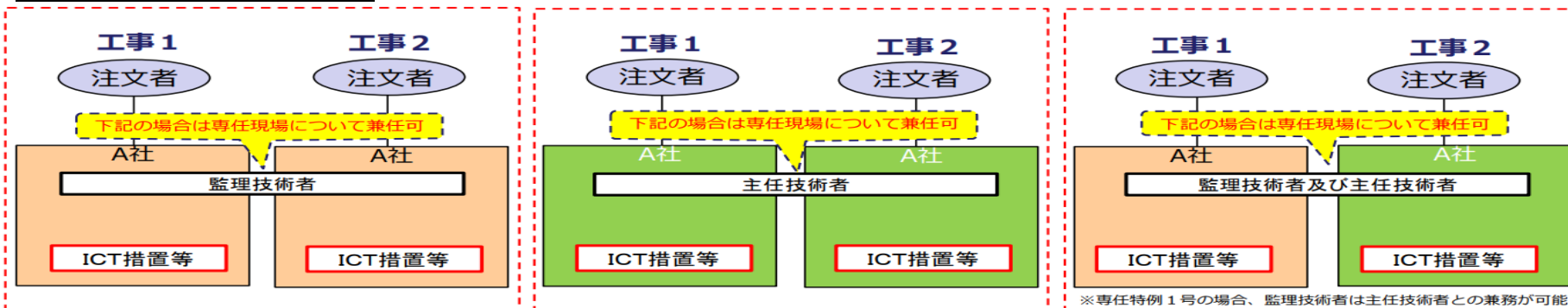
監理技術者等の専任特例等について

建設業法の改正のため、令和7年1月1日より、監理技術者等の配置について以下の通り取り扱います。
建設業法26条第3項ただし書第一号による場合を「専任特例1号」、同項第二号による場合を「専任特例2号」とする。

専任特例1号の要件【営業所技術者等の兼務要件は【】内を適用する】

以下の要件をすべて満たす監理技術者等【営業所技術者等】は専任を要する工事を兼務できます。

- ・請負金額（税込）**1億円未満**（建築一式工事は**2億円未満**）の工事であること。
工事途中で1億円（建築一式工事は2億円）以上となった場合はそれ以降は専任特例を活用できない。
- ・工事現場間【営業所と工事現場】の距離が、1日で巡回可能かつ移動時間がおおむね**片道2時間以内**。
- ・**下請け次数が3**を超えていないこと。
- ・専門工事（管工事、電気工事を除く）で、**主たる工種について下請契約していない**こと。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（**連絡員**）を置くこと。
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の実務経験が1年以上ある者）
- ・CCUS等により、監理技術者等が**遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置**を講じていること。
- ・**人員の配置の計画書**を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- ・**映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器**（スマートフォン等）の設置。
当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ・兼務する工事件数は**2件**【営業所技術者等と兼務する工事件数は1件】を超えないこと。
- ・**調査基準価格を下回って**応札していないこと。



専任特例 2 号について

専任特例2号（旧特例監理技術者）の要件

以下の要件をすべて満たす監理技術者は専任を要する工事を兼務できます。

- ・ 予定価格（税抜）**1億円未満**（建築一式工事は**2億円未満**）の工事であること。
- ・ 工事現場ごとに**監理技術者補佐**を専任で配置すること。
- ・ 専門工事（管工事、電気工事を除く）で、**主たる工種について下請契約していない**こと。
- ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事の数は、本工事を含め同時に**2件以内**であること。
- ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、**同一の建設部管内**であること。

ただし、営繕工事においては同一のブロック（紀北、紀中、紀南）※であること。

（※）紀北：海草・那賀・伊都 紀中：有田・日高 紀南：西牟婁・串本・新宮

- ・ **調査基準価格を下回って**応札していないこと。

※技術者配置のイメージ



監理技術者補佐をそれぞれの現場に専任で配置することで、本来専任配置が求められる監理技術者を2つの工事現場に配置することが可能となります。

現場代理人について

現場代理人について※

請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行います。

常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中は常に工事現場に滞在していることを言います。

※現場代理人については、建設工事請負契約書に規定されています。

現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人の常駐義務緩和について(和歌山県)

以下の条件（①～⑦）を全て満たす場合においては、他の工事現場の現場代理人又は技術者等との兼任が認められます。ただし、専任が求められる主任技術者又は監理技術者との兼任は認められない場合があります。

- ① 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと（請負金額が**4,500万円**（**建築一式工事の場合は9,000万円**）**未満**の工事であること、ただし、密接な関係のある工事については、請負金額の制限は設けない。）
- ② 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- ③ 兼任する工事の件数が3件以内であること
- ④ 兼任する工事の現場が同一市町村内もしくは移動距離が10km程度以内であること
- ⑤ 兼任する工事が全て県発注工事であること
- ⑥ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- ⑦ 工事打合簿等により監督員の承諾を得ること

2.建設業における働き方改革について

- ・ 週休2日工事**
 - ・ ICT活用工事**
-

週休2日工事について（１）

建設業における時間外労働規制の適用（R6.4～）

改正労働基準法より、建設業にも時間外労働規制が適用されています

区 分		旧制度		H31.4改正労基法 (R6.4から建設業に適用開始済)
時間外労働時間の上限	例外規定 ※災害その他予測できない 臨時の事由(第33条) ※別途届け出必要	以下の時間外労働の上限にかかわらず、時間外・休日労働をさせることが可能 (災害復旧のライフラインの復旧など臨時の場合)	=	以下の時間外労働の上限にかかわらず、時間外・休日労働をさせることが可能 (災害復旧のライフラインの復旧など臨時の場合)
	36協定の特別条項 ※第36条5項	厚生労働大臣告示で上限基準(強制力なし) 臨時的で特別は事情がある場合は、延長に上限なし(年6ヶ月まで) ⇒建設業は適用外	⇒	労基法改正(罰則あり※) ・月100時間以内 ・複数月(2～6ヶ月)平均80時間 ・年720時間 ・原則を上回る月は年6回が限度
	原則 ※36協定「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」を定めて労基に提出する必要がある	厚生労働大臣告示で上限基準(強制力なし) ・月45時間 ・年360時間 ⇒建設業は適用外 (実質、上限なし)	⇒	労基法改正(罰則あり※) ・月45時間 ・年360時間
法定労働時間		・1日 8時間 ・週 40時間	=	・1日 8時間 ・週 40時間
				※6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

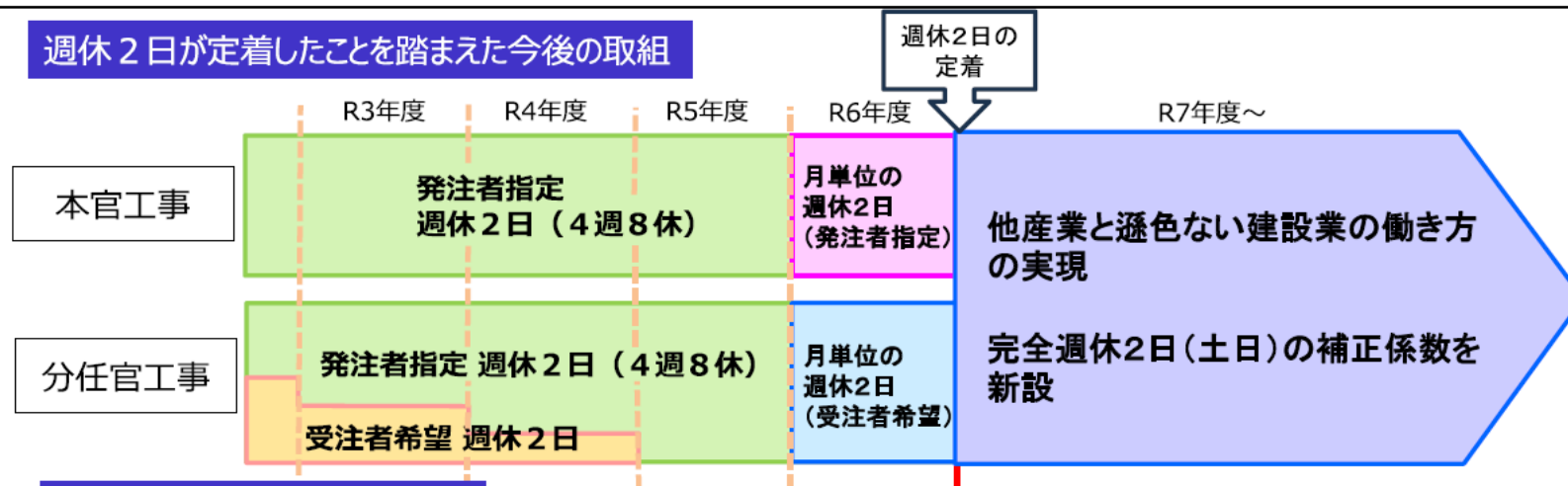
実質、
週休2日

週休2日工事について（2）

完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方への支援

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
 - 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
- ※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。

週休2日が定着したことを踏まえた今後の取組



R7年度の週休2日補正係数

	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
<現場閉所>	補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
<交替制>	工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
	補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

週休2日工事について（3）

県では、建設業の担い手確保のため、働き方改革や処遇改善を推進しており、週休2日工事が定着してきたことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、国と同様に「完全週休2日（土日）」に取り組む。

○県土整備部発注工事（営繕工事除く）の週休2日工事の主な改正点

- ✓「完全週休2日（土日）」（港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」）の取組を導入し、また「月単位の週休2日」の補正係数を変更する。なお、「通期の週休2日」の補正は行わない。
- ✓現場閉所が困難な工事（完成時期に制約がある工事、連続施工が必要な工事等）における休日確保の方法として、「週休2日（交替制）」を導入（港湾・漁港事業は除く）
- ✓週休2日工事の実施にあたり、これまでの工期延期にかかる運用に加え、受注者の責によらず現場作業をしなければならない期間は、週休2日の対象期間から除くことが可能
- ✓工事成績評価において、「完全週休2日（土日）」（港湾・漁港事業は「月単位の週休2日」）又は「完全週休2日（交替制）」を達成した場合のみ加点。なお、初回打合せ時に、工事打合簿で受注者が週休2日に取り組まない意思表示をした場合は減点

週休2日工事について（４）

参考 用語の定義

「完全週休 2 日（土日）」

評価期間が 7 日以上工事において、評価期間の全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態。**受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定した場合も「完全週休 2 日（土日）」を達成**

「月単位の週休 2 日」

評価期間において、28 日（4 週）を 1 期間として全ての期間単位で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

「通期の週休 2 日」

評価期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

「完全週休 2 日（交替制）」

評価期間が 7 日以上工事において、7 日を 1 期間として評価期間の全ての期間単位で、現場代理人や技術者及び技能労働者が交替しながら 2 日間以上の休日確保する取組

「月単位の週休 2 日（交替制）」

評価期間において、28 日（4 週）を 1 期間として全ての期間単位で、現場代理人や技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組

「通期の週休 2 日（交替制）」

評価期間において、現場代理人や技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

ICT活用工事について（１）

○受注者希望型

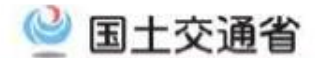
工種	対象工事	発注方式	①三次元 起工測量	②三次元設計 データ作成	③ICT 建機施工	④三次元 出来形管理	⑤三次元 データ納品	工事成績加点
土工（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）	予定価格 1,500万円 （税抜き） 以上の工事 ただし、事業 主管課と協議 の 整わなかった 工事を除く	受注者 希望型	選 択	必 須	選 択	必須 （面管理）	必 須	全プロセス 活用 2点（0.8点） 上記以外 1点（0.4点） 対象工事外 あっても加点は 可とする。
土工（1,000m³未満）						必須 （現行管理基準）		
作業土工（床掘）								
法面工						必須 （面管理）		
舗装工					選 択	必須 （面管理/断面管理）		
河川浚渫工 （バックホウ浚渫船）						必須 （面管理/施工履歴）		
地盤改良工（安定処理・中層混合・スラリー攪拌）						必須 （施工履歴データ）		
舗装修繕工（切削）					選 択	選択 （面管理/施工履歴）		
コンクリート堰堤工 他						必須 （面管理/断面管理）		

○発注者指定型

発注方式	工種	対象工事	①三次元 起工測量	②3次元設計 データ作成	③ICT 建機施工	④3次元 出来形管理	⑤3次元 データ納品	工事成績加点
発注者指定 Ⅰ型	土工 (河川土工・海岸土工・ 砂防土工・道路土工)	土工量2,000㎡ 以上の工事						全プロセス 活用 2点(0.8点)
			必須 (ICT全面活用・面管理)					
発注者指定 Ⅱ型	1,500万円以上かつ 土工量2,000㎡未満の工事のうち、 発注機関が指定		選択	必須	通常建機(選択)	必須	必須	全プロセス活用 2点(0.8点) 必須項目活用 1点(0.4点)
	(法面工・舗装工の試行)							

ICT活用工事について（２）

令和7年度 ICT活用工事 積算要領の見直し



「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

- 作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。

【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 \text{ (人/日)} \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

- 実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、保守点検費用の別途計上を廃止。

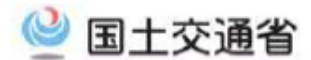
<通常建設機械の点検作業>

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施



ICT活用工事について（3）

令和7年度 ICT活用工事 積算要領の見直し

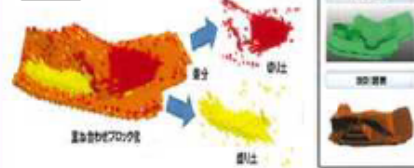


ICT施工のフロー

①ドローン等による3次元測量



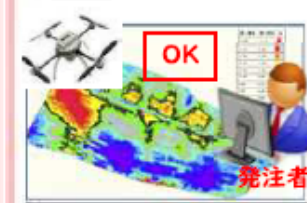
②3次元データによる設計・施工計画



③ICT建設機械による施工



④検査の省力化



⑤3次元データ納品

現行

項目	計上項目	積算方法
① 3次元起工測量	共通仮設費	見積徴収による積上げ
② 3次元設計データ作成	共通仮設費	見積徴収による積上げ
ICT建設機械による施工	直接工事費	損料または賃料（加算額含む）
③ (保守点検)	共通仮設費	算定式による積上げ
(システム初期費)	共通仮設費	定額による積上げ
④ 3次元出来形管理	共通仮設費	補正係数により算出される金額と、見積とを比較し、適切に費用を計上
⑤ 3次元データ納品	共通仮設費	
その他 外注経費等	現場管理費	

共通仮設費
補正

現場管理費
補正

改定案

積算方法
見積徴収による積上げ
見積徴収による積上げ
損料または賃料(加算額含む)
廃止
定額による積上げ
補正係数により算出される金額と、見積とを比較し、適切に費用を計上

コスト
比較！！

ICT活用工事について（４）

ICT活用工事(各工種毎)における出来形管理手法と積算方法



別紙－２

ICT活用工事 積算要領名称	3次元出来形管理等の施工管理										
	空中写真測量 (無人航空機)を用いた出来形管理	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理	無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理	TS等光波方式を用いた出来形管理	TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	RTK-GNSSを用いた出来形管理	施工履歴データを用いた出来形管理	地上写真測量を用いた出来形管理	モバイル端末を用いた出来形管理	音響測深機器を用いた出来形管理
土工1000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○			
土工1000㎡未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
砂防土工	○	○	○	○	○	○	○				
河床等掘削								○			○
作業土工(床掘工)	3次元出来形管理等の施工管理対象外										
付帯構造物設置工	○	○	○	○	○	○	○				
法面工	○	○	○	○	○	○	○				
擁壁工	○	○	○	○	○	○	○				
地盤改良工(安定処理)								○			
地盤改良工(中層混合処理)								○			
地盤改良工(スラリー攪拌工)								○			
地盤改良工(ペーバードレーン工)								○			
地盤改良工(サンドコンパクションバイブル工)								○			
基礎工	○	○	○	○	○	○	○				
河川浚渫								○			○
舗装工		○		○	○	○					
舗装工(修繕工)					○			○	○		
構造物工(橋梁上部)	○	○	○		○						
構造物工(橋脚・橋台)	○	○	○		○						
構造物工(コンクリート堰堤工)	○	○	○	○	○	○	○				

【注意事項】

○ : 補正係数等の費用計上対象出来形管理

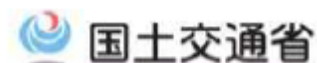
※土工1000㎡未満、構造物工(橋梁上部)については、管理断面及び変化点の出来形計測(従来の出来形管理)を想定しているため、面管理を実施しても費用計上は行わないこと。

和歌山県HP ICT活用工事 ICT活用工事の適正な積算について(補足) (令和7年度向け)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ict/index_d/fil/1-2ICTtekiseihosok2025.pdf

ICT活用工事について（５）

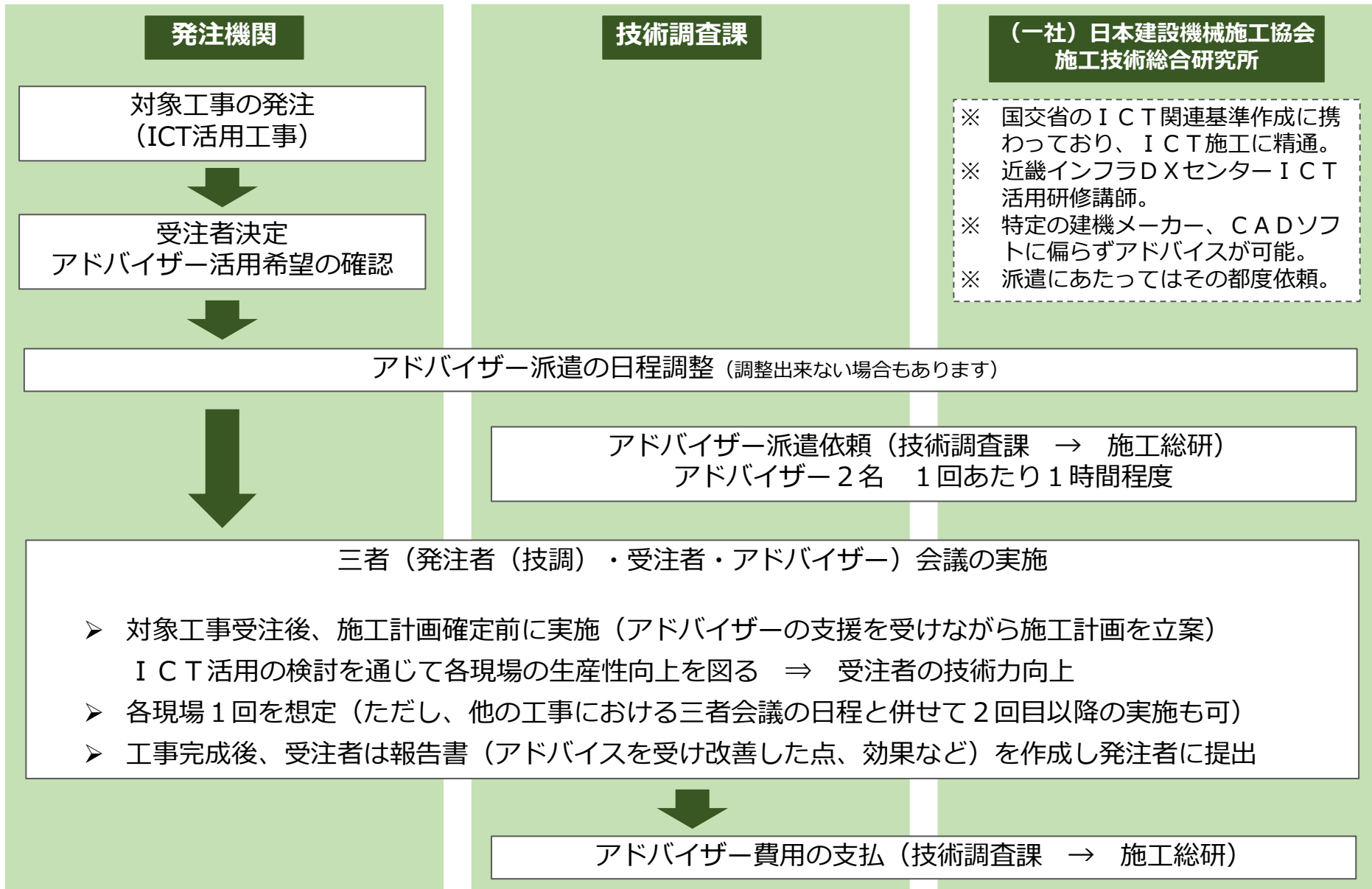
R7 ICT活用工事積算要領一覧表



- | | |
|--|--|
| ① <u>土工</u> 1000m ³ 以上 積算要領 | ⑫ <u>地盤改良工（ペーパードレーン工）</u>
積算要領 |
| ② <u>土工</u> 1000m ³ 未満 積算要領 | ⑬ <u>地盤改良工</u>
<u>（サンドコンパクションパイル工）</u> 積算要領 |
| ③ <u>砂防土工</u> 積算要領 | ⑭ <u>基礎工</u> 積算要領 |
| ④ <u>河床等掘削</u> 積算要領 | ⑮ <u>河川浚渫</u> 積算要領 |
| ⑤ <u>作業土工（床掘工）</u> 積算要領 | ⑯ <u>舗装工</u> 積算要領 |
| ⑥ <u>付帯構造物設置工</u> 積算要領 | ⑰ <u>舗装工（修繕工）</u> 積算要領 |
| ⑦ <u>法面工</u> 積算要領 | ⑱ <u>構造物工（橋梁上部）</u> 積算要領 |
| ⑧ <u>擁壁工</u> 積算要領 | ⑲ <u>構造物工（橋脚・橋台）</u> 積算要領 |
| ⑨ <u>地盤改良工（安定処理）</u> 積算要領 | ⑳ <u>コンクリート堰堤工</u> 積算要領 |
| ⑩ <u>地盤改良工（中層混合処理）</u> 積算要領 | |
| ⑪ <u>地盤改良工（スラリー攪拌工）</u> 積算要領 | |

ICT活用工事アドバイザーによる支援について

技術調査課



ICT活用工事の必須項目未履行について

ICT活用工事の必須項目を履行しなかった場合について

①「発注者指定Ⅰ型」の場合

【ICT建機費用について】

当初積算において、ICT建機は必須項目であるため、ICT建機施工に要する費用（ICT建機賃料やシステム初期費）を計上しており、ICT建機施工が未履行の場合は、通常建機を使用した場合の積算に変更（減額）となります。

【工事成績の減点について】

受注者の責により全ての段階（必須項目）を未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－８点
いずれかの段階（必須項目）を未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－３点

②「発注者指定Ⅱ型」の場合

【ICT建機費用について】

当初積算において、ICT建機施工は選択項目であるためICT建機施工に要する費用を見込まず、通常建機での積算としていますので、ICT建機施工未履行の場合においても変更はありません。

【工事成績の減点について】

受注者の責により

必須項目の全ての段階で未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－８点

必須項目のいずれかの段階で未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－３点

※未履行の場合の減点等について、実施要領に記載しています。

※積算内容については、ICT活用工事積算要領をご確認をお願いします。

ICTの段階的な導入について（１）

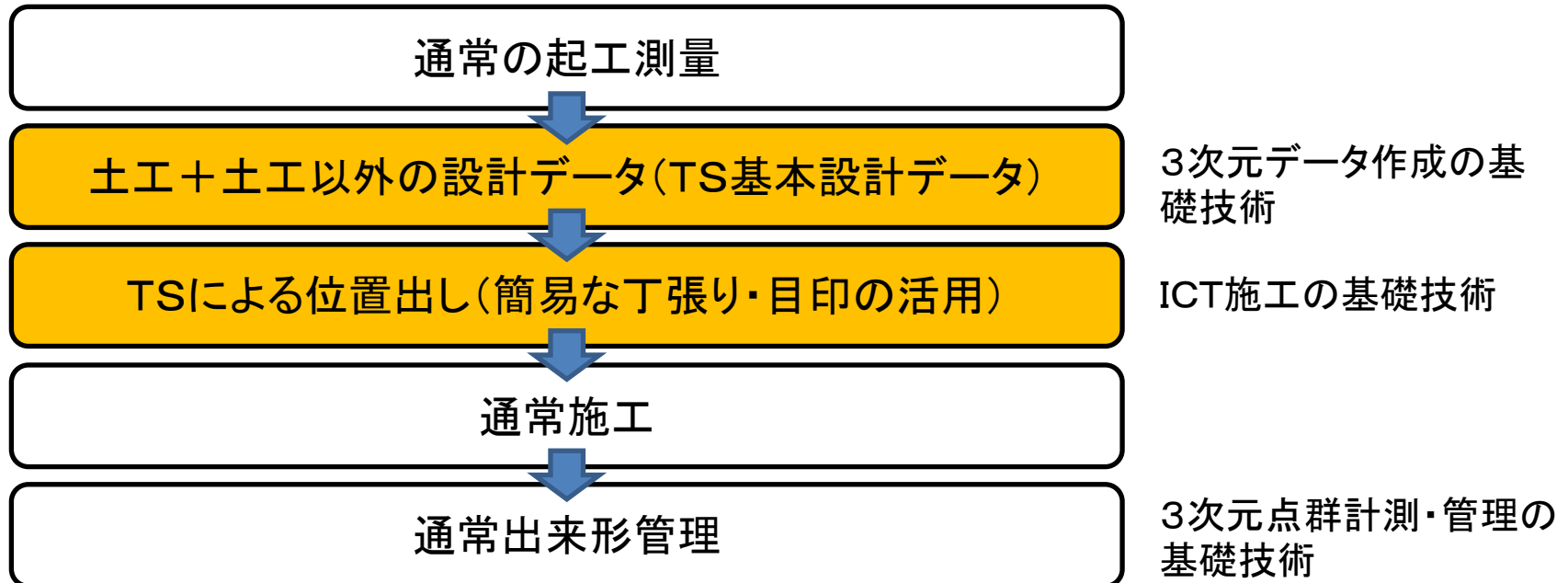
「トータルステーション(TS)」、「データコレクタ」を持っていれば、普段の工事現場の3次元設計データ(一部分でも可)作成することで施工の効率化が図れる。



STEP1

通常工事で部分的に3次元設計データを作成し、施工時に活用する

イメージ



ICTの段階的な導入について（２）

STEP2 ICT活用工事の選択型を実施してみる

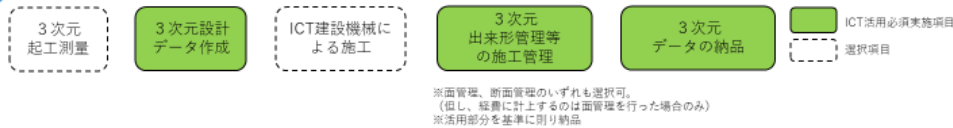
ICT活用工事（発注者指定Ⅱ型）

ICT活用拡大に向けた取組について

県土整備部

【簡易型ICT活用工事（３次元データの部分的活用）】

○起工測量から電子納品までの各段階で３次元データの部分的活用を認める簡易型ICT活用工事を導入。



【ICT活用工事】

○起工測量から電子納品までの
全ての段階で３次元データ活用を**必須**
○工事成績で加点、経費を変更計上

【簡易型ICT活用工事】

○起工測量から電子納品の**一部の段階**で３次元データ活用を
選択することが可能
（ただし、３次元設計データ作成、３次元出来形管理等の
施工管理及び３次元電子納品での活用は必須）
○工事成績で加点、**各段階**で経費を変更計上

STEP3 ICT活用工事（全て活用）

3次元起工測量

UAV写真測量
レーザスキャナ
を活用した
3D現況測量

3次元設計データ作成

発注図書（図面）から
3D設計データ
を作成する

ICT建設機械による施工

3Dマシンコントロール
3Dマシンガイダンス
を利用した施工

3次元出来形管理等の施工管理

UAV写真測量
レーザスキャナ
等を活用した
出来形管理計測

3次元データの納品と検査

作成、利用した
3Dデータの納品

TSによる出来形管理を行えば、ICT活用工事として認められる

3. 安全管理の強化について

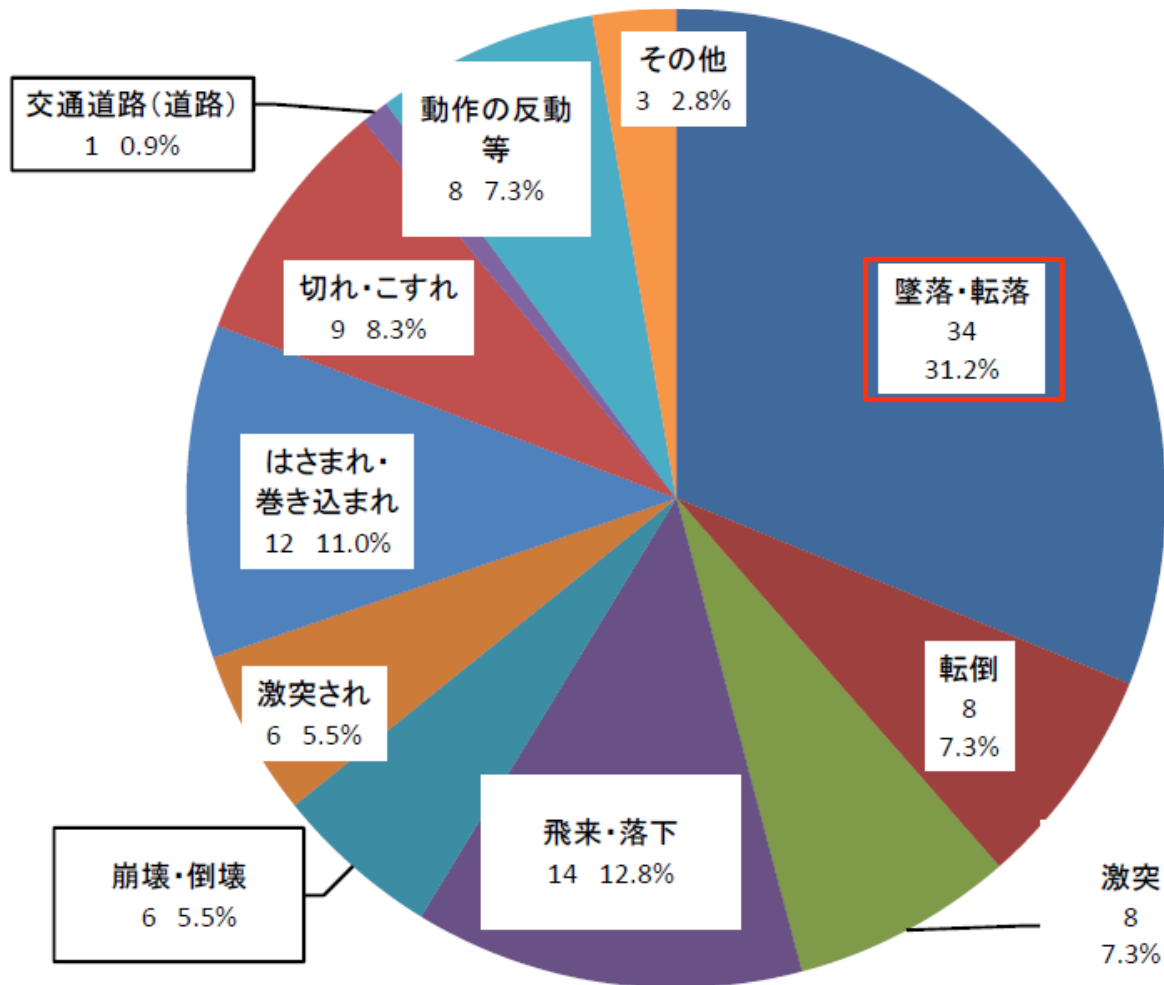
休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）



休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）

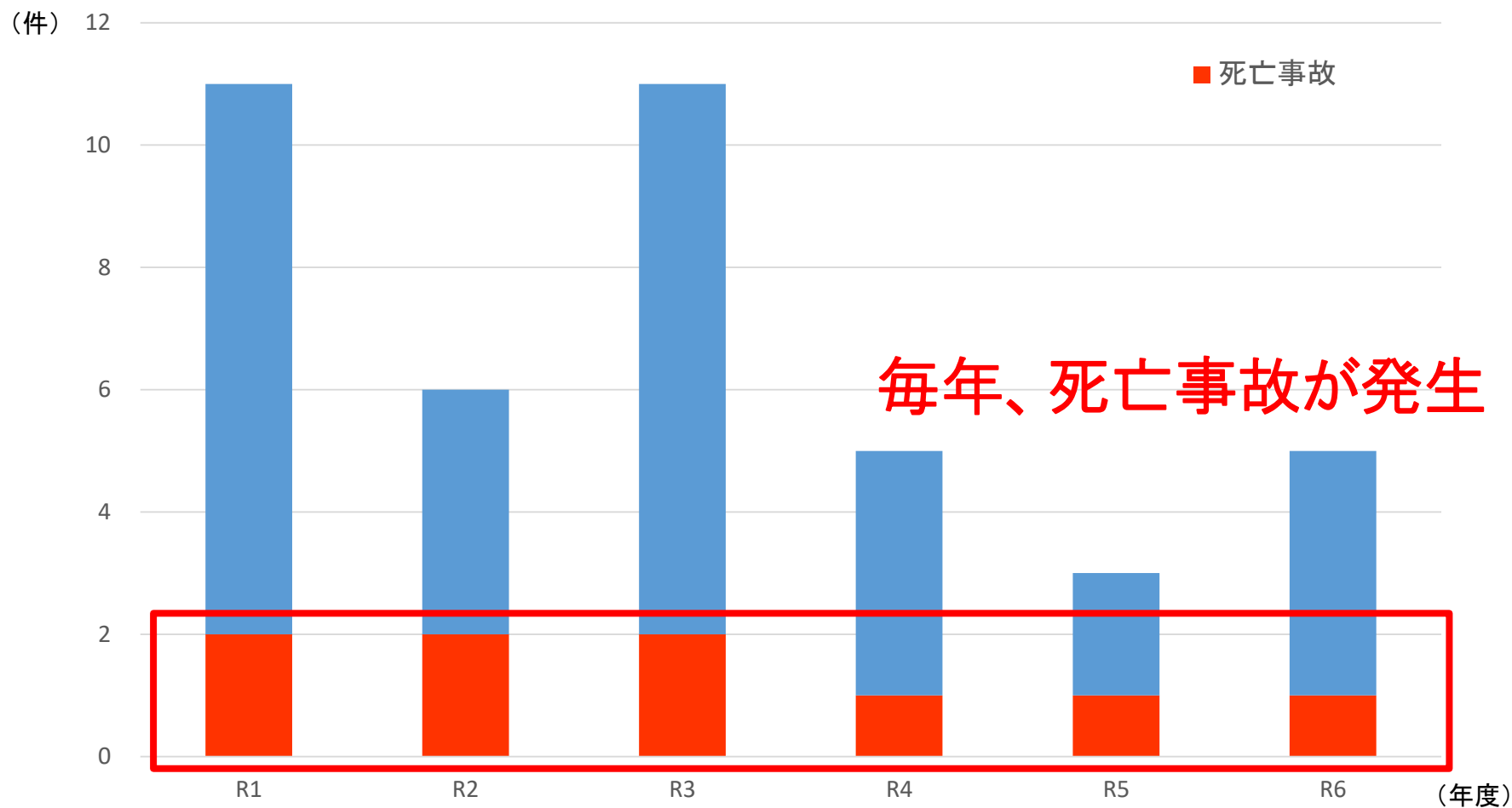
事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）

●和歌山県内の事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）



事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）

事故の発生状況（県土整備部発注工事）



県土整備部発注工事における事故発生件数の推移
(休業4日以上之死傷事故及び公衆物損事故(R6年度末時点))

事故の発生状況

県土整備部発注工事における事故の傾向

- 高所からの墜落・転落・転倒の事故が多発
- 労働安全衛生法等に定められた安全管理に関する基本的事項が遵守されていない
- 熱中症予防対策が十分でない。
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（令和7年6月1日）
 - ・事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業者への周知」を新たに義務付け
 - ・警備員も含め、STOP!熱中症クールワークキャンペーンにおけるポスター、リーフレット等（厚生労働省HP等に掲載）を参考に対策をお願いします。

令和7年度事故防止に係る発注者としての重点取組事項

1. 墜落・転落事故の防止
2. 重機によるはさまれ・巻き込まれ事故の防止
3. 重機等による架空線切断等の防止
4. 伐木作業等における事故の防止
5. 熱中症予防対策の徹底

墜落・転落事故防止

高所作業とは

労働安全衛生法令では、墜落・転落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則。

しかし、こうした措置が困難なときについて、労働者に要求性能墜落制止用器具（旧：安全帯）を使用させる等、代替の墜落防止措置が認められている。

出典：労働安全衛生法令における墜落防止措置と安全帯の使用に係る主な規定
（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）

墜落・転落事故防止

要求性能墜落制止用器具とは

○政令等の改正

- ・ 胴ベルト型安全帯による、墜落時の内臓の圧迫や胸部等の圧迫による危険性
- ・ 国際規格等におけるフルハーネス型安全帯の採用



- ・ 安全帯 ⇒ **墜落制止用器具**に名称変更
- ・ 性能要件の見直し
- ・ 特別教育の新設

【要求性能とは】

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する」の意（安衛則第130条の5）

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

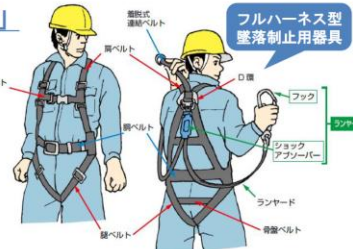
	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	○→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2～

ガイドラインについて P 4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H31.1

墜落・転落事故防止

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用されます。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

**現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは
2022(平成34)年1月1日までとなります。** **完全施行日 令和4年1月2日～**

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降				
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月					
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)				
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)																
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												✖				
安全帯の規格改正					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)																
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)																
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能				販売可能												✖
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)																

出典:安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

熱中症予防対策の徹底

熱中症について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行(令和7年6月1日)

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

熱中症予防対策の徹底

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

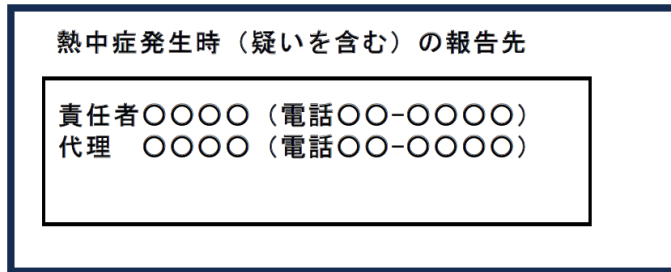
「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

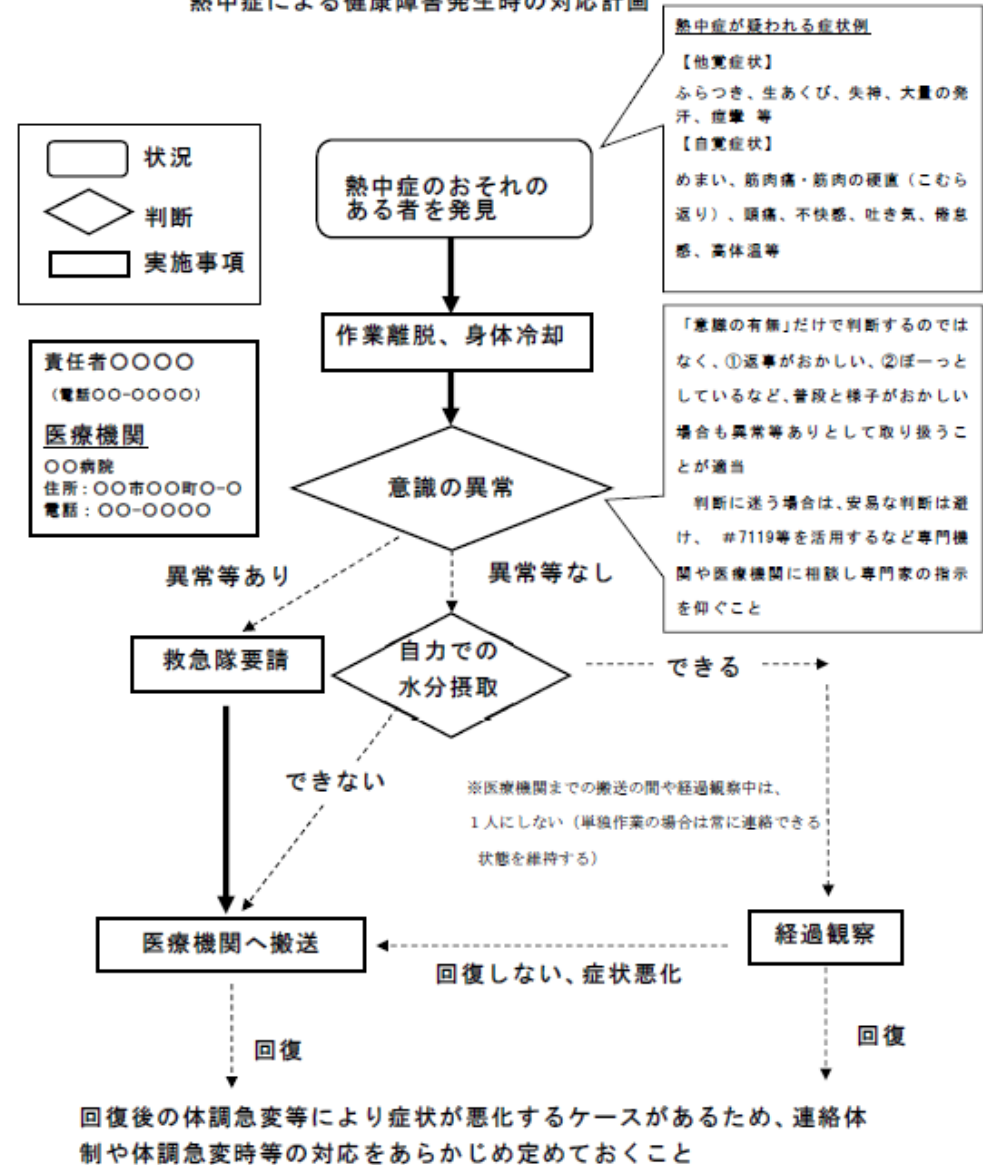
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症予防対策の徹底

事業場における報告先の揭示例



熱中症による健康障害発生時の対応計画



熱中症予防対策の徹底

熱中症について

厚生労働省のリーフレットを参考に適切な対応をお願いします。



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立

作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や、涼しい休憩場所の確保を検討

教育研修の実施

管理者、労働者に対する教育を実施



暑さ指数(WBGT)の把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討

緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

服装

準備期間に検討した服装を着用

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や同僚が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を止め、**全身を濡らして送風**することにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

作業中の労働者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導

重点取組期間 7月 にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、海上貨物運送事業労働災害防止協会、海運貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測技術工業会【後援】関係団体（予定）

熱中症予防対策の徹底

現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・防寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・防寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）



今後

率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

土木工事共通仕様書

1-1-1-37 施工時期及び施工時間の変更（抜粋）

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

土木工事共通特記仕様書

第29 建設工事事故に関する対応について

施工計画書における「緊急時の体制及び対応」について、**発注機関の公用携帯番号**等を連絡体制図に夜間・休日の連絡先として記載すること。

建設工事事故（公衆災害、労働災害（熱中症含む）、もらい事故）が発生した場合は、応急措置及び二次災害防止等の安全確保をおこなうとともに、**夜間・休日に関係なく、直ちに監督員に連絡すること。**

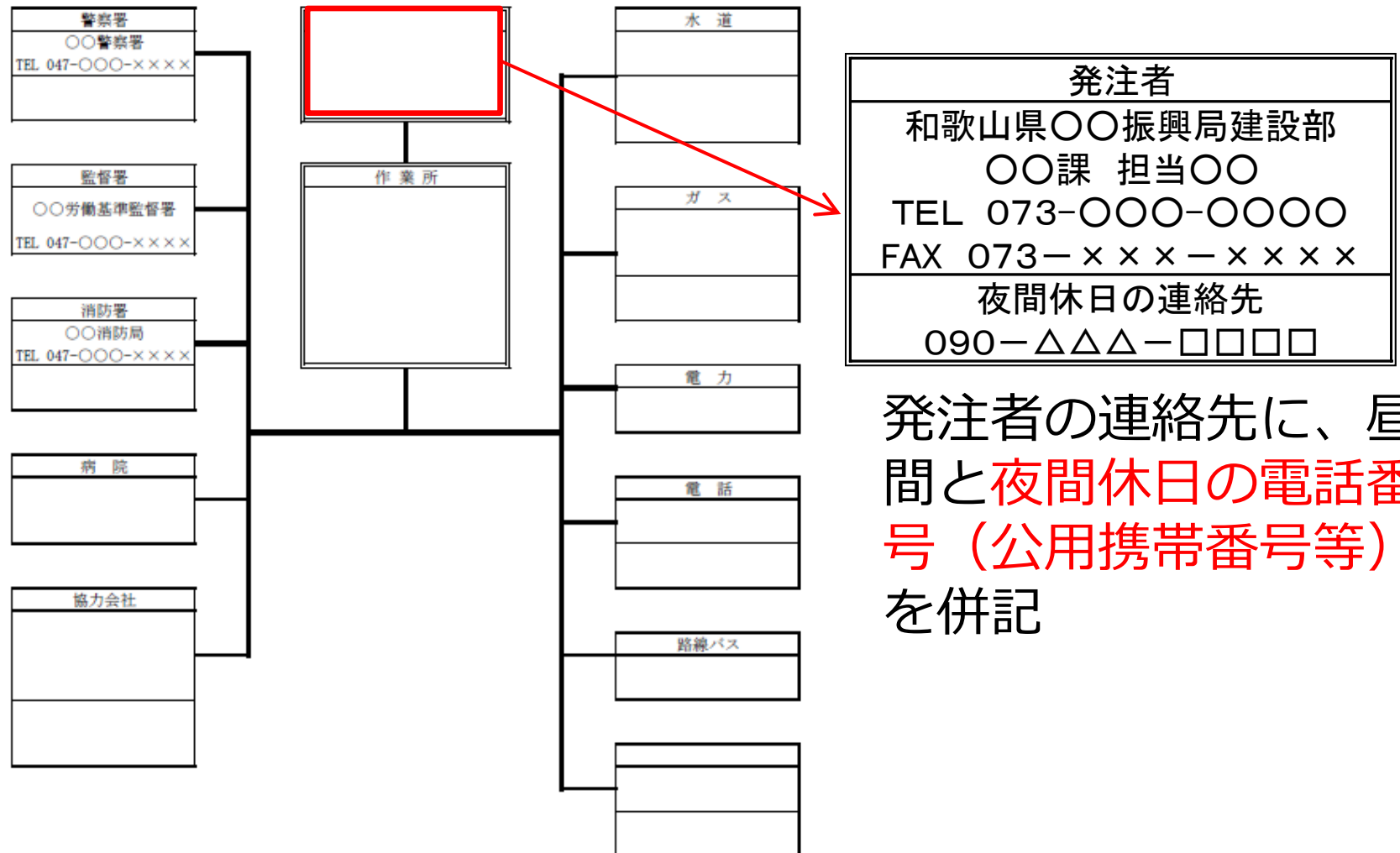
なお、所轄の**警察署及び労働基準監督署にも速やかに連絡すること。**

【お願い】

（勤務時間外でも）発注者（監督員）にただちに通報を！

施工計画書（記載例）

・緊急連絡体制図



発注者の連絡先に、昼間と夜間休日の電話番号（公用携帯番号等）を併記

工事現場の安全管理確認について

安全パトロールチェックリスト（現場チェック用）

施工業者名	点検者
工事番号	現場代理人
工事名	本日の作業人数 職員 人・作業員 人
工事場所	本日の作業内容
工 期	年 月 日～ 年 月 日

項目	《点検評価》	《内容》
安全衛生管理体制	☐ 建設業許可票、 ☐ 労災保険関係成立票、 ☐ 建退共通用現場票の表示。 ☐ 安全管理体制組織表、 ☐ 緊急時連絡表、 ☐ 有資格者（作業主任者）の表示。 ☐ 作業員名簿・健康診断書写し、 ☐ 有資格者名簿・資格証写しの確認。 ☐ 朝礼ミーティング・KYK実施記録、 ☐ 安全日誌の記録。 ☐ 建設機械の特定・定期自主点検書類の写し、 ☐ 日常点検の記録、 ☐ 検査標章。 ☐ 新規入場者教育の実施及び記録、 ☐ 施工計画書・実施工程表の管理。 ☐ 安全衛生協議会実施記録、 ☐ 安全教育訓練等の実施・記録。 ☐ 工事標識・予告標識・危険注意標識の設置状況、 ☐ バリアード・保安灯等の設置状況。 ☐ お願い標識・迂回案内・隣接との区分（柵・ロープ）の設置状況。 ☐ 第三者の立入り禁止措置・表示は、 ☐ 現場出入り口の交通安全対策は。	
整理整頓環境衛生	☐ 現場出入口周辺の整理整頓状況、 ☐ 通路の整理整頓状況（通路の確保）。 ☐ 現場事務所・作業員休憩所・倉庫の整理整頓状況。 ☐ 現場内全体の整理整頓状況（資材・仮設材・残材の管理）。 ☐ トイレの設置（手洗施設・清掃用具の備付）、 ☐ 救急用具の設置管理状況。 ☐ 消火器の備付け、設置場所の周知、 ☐ 分電盤周辺の整理整頓状況。 ☐ 服装・保護帽・靴は良いか、 ☐ 保護メガネマスク・防振手袋の備付け・使用。 ☐ 高所作業では安全帯の装着を励行し、必要に応じて使用しているか。 ☐ 現場内に灰皿を設置し所定の場所で喫煙をしているか。 ☐ 現場内の空缶等は所定の場所に捨てるようにしているか。	
機械工具器具	☐ 丸鋸歯の接触予防カバーは作動するか、 ☐ 高速カッターの保護カバーは正しい取付か。 ☐ プレート・ランマ類の保護カバーの取付けは確実か。 ☐ 水中ポンプのコード接続部・アースは完全か。 ☐ 玉掛け用のワイヤーロープは不良品を使用していないか、 ☐ 玉掛け作業方法は2点吊りか。 ☐ 機械に油漏れ・水漏れ等ないか、 ☐ 回転軸・ベルト等に防護カバーはあるか。 ☐ 車両等には逸定防止の歯止めが具備されているか。 ☐ 運転者は免許証・資格証等を携帯しているか、 ☐ 運転責任者の正・副表示をしているか。	
災害防止	☐ 車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置はよいか、 ☐ 使用しない時の措置は。 ☐ クレーン、掘削機等の旋回周囲に障害物はないか、 ☐ 立入禁止の柵及び表示は。 ☐ 車両系建設機械の主たる用途以外での使用について（合図者・荷重制限・外れ止金具）。 ☐ 法肩、路肩の不安定な場所での作業には誘導員は、 ☐ 移動作業は誘導員がいるか。 ☐ 吊上げワイヤーのフックの外止めは完全か、 ☐ 過積載防止の周知徹底しているか。	
電気災害	☐ 分電盤の施設は、 ☐ アース線の接続は、 ☐ 責任者の表示、 ☐ 分電盤の構造は。 ☐ 分電盤はタコ足配線はしていないか、 ☐ 漏電遮断器は正常に作動するか。 ☐ 仮設照明の電球、ソケットの破損は、 ☐ 手持、吊下げ型電灯のガードは。 ☐ 移動式発電機等は感電防止のアースが設けられているか、 ☐ 電動工具のアースは。	
害防止	☐ 場内配線の状態は、 ☐ 車両の通行する所の横断配線の養生は。 ☐ キュービクル周辺は囲い、柵等が設けられているか。 ☐ 架空電線の絶縁用保護措置がされているか。 ☐ 送配電線接触、切断防止対策についての事前打合せ、 ☐ 注意表示等されているか。	

□ 良好は○ 一部不良は△ 不良注意は正・是正指示は× 該当が無い場合は空欄

項目	《点検評価》	《内容》
壁落転落	☐ 開口部には手摺、囲い、覆い等を設けているか。 ☐ 移動梯子の中(30cm以上)は、 ☐ 転位防止の固定は、 ☐ 上端の突出(60cm以上)は。 ☐ 渡り橋の設置。(型枠、基礎等の上を渡っていないか) ☐ 脚立は正規のものか、 ☐ 脚立足場(3点支持・開き止・はね出しの状況)。 ☐ 作業床の床幅(40cm以上)手摺高(85cm以上)中さん等かけ渡し・重ねの状況。 ☐ 足場組立は作業主任者が直接作業を指揮しているか。 ☐ 足場の脚部には沈下防止の敷板は、 ☐ 滑動防止のベース金具の釘での固定は。	
害防止	☐ 足場の手摺、筋交の外れはないか、 ☐ 端末部の墜落防止の手摺の設置は。 ☐ 足場の第一段目の高さは2m以下か、 ☐ 足場の巾は1.5m以下か。 ☐ 安全な昇降用設備が設けられているか、 ☐ 足場周囲の立入り禁止措置・表示。 ☐ イメージアップ用足場の不良箇所はないか。 ☐ コンクリート張等法面の作業時の作業床の設置。	
崩壊倒壊	☐ 作業開始前に地山の亀裂、湧水、崩壊、浮石等の状態を点検しているか、悪天候後も。 ☐ 法肩等に落下・転落防止用の柵等を設けてあるか、路肩に材料等が置いてないか。 ☐ 掘削面は安全な勾配か、土石等の落下のおそれはないか。 ☐ 掘削部分の各コーナーには落下等の防止のための柵等が設置されているか。 ☐ 安全な昇降用設備が必要数設けられているか。 ☐ 車両の出入口はバリアード、表示板等を設置し必要に応じ誘導員等を配置しているか。 ☐ 掘削の地形地盤の状況に応じた適正な制限速度を定め表示し作業を行っているか。 ☐ 仮設坂路の路肩部には手すり、柵等を設けて注意表示をしているか。 ☐ 仮設搬路等凹凸はひどくないか、 ☐ 散水等は。	
具体的注意は正・是正指示事項		
総合評価		

発注者による工事現場の安全管理確認について

Ver. 1 (2021. 9) 【別紙】

安全管理チェックリスト（簡易版）

※該当する項目は左口にチェック、適切な措置がなされていれば右口にチェックする。

墜落・転落防止の措置			参考
①	☐	高さ2m以上の箇所での作業において、作業床の確保および墜落・転落防止対策（手すり等設置、墜落制止使用器具使用等）を行っているか。	安衛則第 518 条 安衛則第 519 条
②	☐	高さ1.5m超の箇所での作業において、安全に昇降するための設備が設けられているか。	安衛則第 526 条
作業機械の適切な使用			参考
③	☐	作業機械の用途外使用を行っていないか。クレーン機能付きバックホウにより吊荷作業を行う場合、クレーンモードにしているか。	安衛則第 164 条
④	☐	重機、クレーン等の使用にあたり、作業基面（掘削地盤）に問題はないか。	安衛則第 157 条 クレーン則第 70 条の 3
誘導者、合図者等の適正配置			参考
⑤	☐	クレーン作業を行うにあたり、合図者の配置を行っているか。	クレーン則第 71 条
⑥	☐	車両系建設機械（バックホウ、ブルドーザー等）が路肩部等、転落の恐れのある箇所を走行する際に、誘導者を配置しているか。	安衛則第 157 条
⑦	☐	伐木作業を行う際には、適切に合図を行っているか。	安衛則第 479 条
立入禁止の措置			参考
⑧	☐	開口部等の危険箇所は立入禁止措置がなされているか。	安衛則第 530 条 安衛則第 537 条
⑨	☐	吊荷の下に立ち入っていないか。	クレーン則第 74 条の 2
⑩	☐	バックホウ、クレーン等の旋回体と接触するおそれのある箇所に立ち入っていないか。	安衛則第 158 条 クレーン則第 74 条
⑪	☐	伐木作業において、退避場所を選定しているか。立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせていないか。	安衛則第 477 条 安衛則第 481 条
土砂崩壊防止			参考
⑫	☐	掘削面は安全な勾配で施工されているか。すかし掘りをしていないか。	安衛則第 356 条 安衛則第 357 条
⑬	☐	浮石等の除去、掘削後のり面の保護等、落石滑落防止対策がなされているか。	安衛則第 361 条 安衛則第 534 条
感電防止			参考
⑭	☐	作業者が感電する恐れがある電気設備に、必要な防護措置はなされているか。	安衛則第 329 条
⑮	☐	架空電線に近接することによる感電防止措置（離隔距離の確保、絶縁用防護具の装着等）が実施されているか。	安衛則第 349 条
作業環境			参考
⑯	☐	休憩場所や飲料水等および適切な休憩時間の確保はなされているか。熱中症対策・防寒対策がなされているか。	安衛則第 613 条 安衛則第 617 条
第三者に対する安全			参考
⑰	☐	工事看板等の各種標識類が所定の場所に設置されているか。また強風等で倒れないよう固定されているか。	共通仕様書 1-1-1-23
⑱	☐	交通誘導員の配置状況は適切か。	共通仕様書 1-1-1-32
⑲	☐	作業区域内に第三者が容易に進入できないように入立防止の措置を行っているか。	公災防(土) 第 15
⑳	☐	注意看板（徐行、段差あり、車線変更等）が適切に設置されているか。	公災防(土) 第 23
㉑	☐	やむを得ず路面に段差が生じる場合には、適切な盛り付けがなされているか。	公災防(土) 第 26
㉒	☐	夜間時に視認性を確保できるよう、適切に保安施設が設置されているか。	公災防(土) 第 24
㉓	☐	車両等が転落、衝突等をする恐れのある箇所は仮設ガードレール、反射板、点滅器等を設置する等、適切な対策がなされているか。	公災防(土) 第 24
㉔	☐	第三者が通行する区域は、柵等で明確に区分され、転倒等の無いよう路面の凹凸をなくしているか。また開口部等の危険箇所はないか。	公災防(土) 第 27
その他			参考
㉕	☐	新型コロナウイルス感染症対策（マスクの着用、アルコール消毒の徹底等）がなされているか。	

【注意事項】

- 本リストは多くの工事に共通し、事故防止を図る上で効果的と考えられる項目をとりまとめたものであり、安全対策としてこれだけを実施すればよいというものではない。その他、現場条件等に応じた必要な措置についても、適切に実施されているか確認すること。
- 「参考」は関連する主な法令等（安衛則＝労働安全衛生規則、クレーン則＝クレーン等安全規則、共通仕様書＝土木工事共通仕様書、公災防(土)＝建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編）である(2021.9 現在)。また、土木工事安全施工技術指針についても併せて確認されたい。なお、改正等がなされた場合は最新版を参照すること。

・安全管理チェックリスト（簡易版）で、監督員等が現場確認を実施することがあり、不備があれば指導します。

・受注者は安全指針等を遵守する必要があります。

参 考

厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

ホーム > 労働災害事例 > 労働災害事例集



= 労働災害事例 =

死亡災害や重大災害などの事例について、発生状況や発生原因そして対策をイラスト付きで紹介します。

検索

?

基本的な使い方

業種

指定なし

事故の型

指定なし

起因物

指定なし

キーワード

さらに絞り込む（発生要因）

物

指定なし

人

指定なし

管理

指定なし

検索開始

リセット

作業道でトラクター・ショベルを運転中に、法面に乗り上げて転倒し、トラクター・ショベルの下敷きになって死亡した

業種	農業	
事業場規模	16～29人	
機械設備・有害物質の種類(起因物)	整地・運搬・積み込み用機械	
災害の種類(事故の型)	転倒	
被害者数	死亡者数：1人 不慮者数：0人	休業者数：0人 行方不明者数：0人
発生要因(物)	通路が確保されていない	
発生要因(人)	その他の職場的起因	
発生要因(管理)	その他の不安全な行動で	

No.101681

発生状況

事業場内の作業道で、被災者が運転するトラクター・ショベルが法面に乗り上げて転倒し、被災者がトラクター・ショベルの下敷きになって死亡した。

原因

- ・ トラクター・ショベルを法面に乗り上げてしまったこと
- ・ トラクター・ショベルの運転に係る特別教育を行っていなかったこと
- ・ 作業道でのトラクター・ショベルの運転について安全教育を行っていなかったこと

対策

- ・ トラクター・ショベルの運転に係る特別教育を実施した者に運転を行わせること
- ・ トラクター・ショベルを用いる作業（作業道での運転を含む）について、作業標準を作成し、これによる安全教育を行うこと
- ・ 作業道の脇の草を刈って法面との境を見えやすくするなど、運行経路の整備を行うほか、必要に応じて誘導者を配置すること
- ・ ヘッドガードを備えたトラクター・ショベルを使用し、シートベルトを着用させること

和歌山県 県土整備部

職場のあんぜんサイト URL : https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx

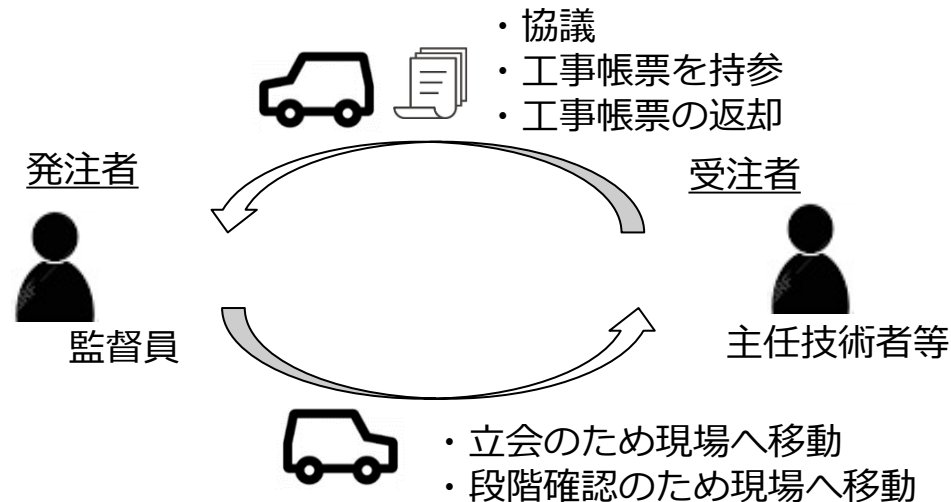
41

4. 情報共有システム (ASP方式)

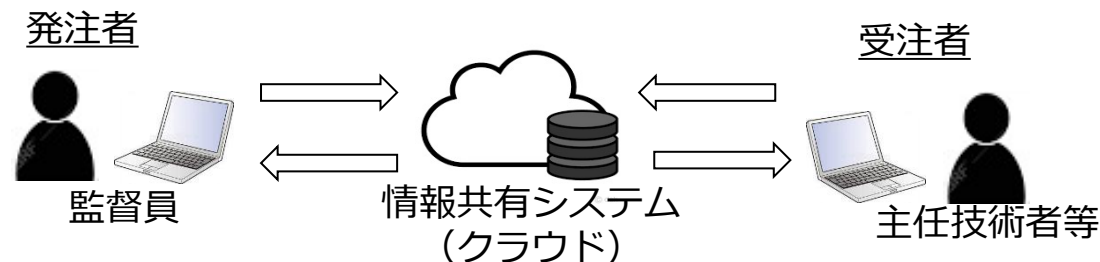
情報共有システム（ASP方式）とは

- ・ 情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって**業務効率化を実現する**システム
- ・ 業務を支援し、**受発注者間の対面時間（コミュニケーション）の拡充や協議の機会を多くするためのひとつの手段（ツール）**

現行



システム活用後



情報共有システム（ASP方式）とは

ASPとは？

ASP(Application Service Provider)とは、利用者がインターネットプロバイダー事業者のサーバー内に置いたソフトをインターネット経由でアクセスし有料で使用するもので、建設業向けのものを特に「建設ASP」という。

情報共有システム（ASP方式）の活用

情報共有システム提供者の指定はありません。

A S P 活用の一例について、技術調査課で参考動画を用意していますので、視聴希望の方はご連絡ください。

情報共有システム（ASP方式）とは

情報共有システム提供者機能要件

工事Rev.5.5対応状況一覧

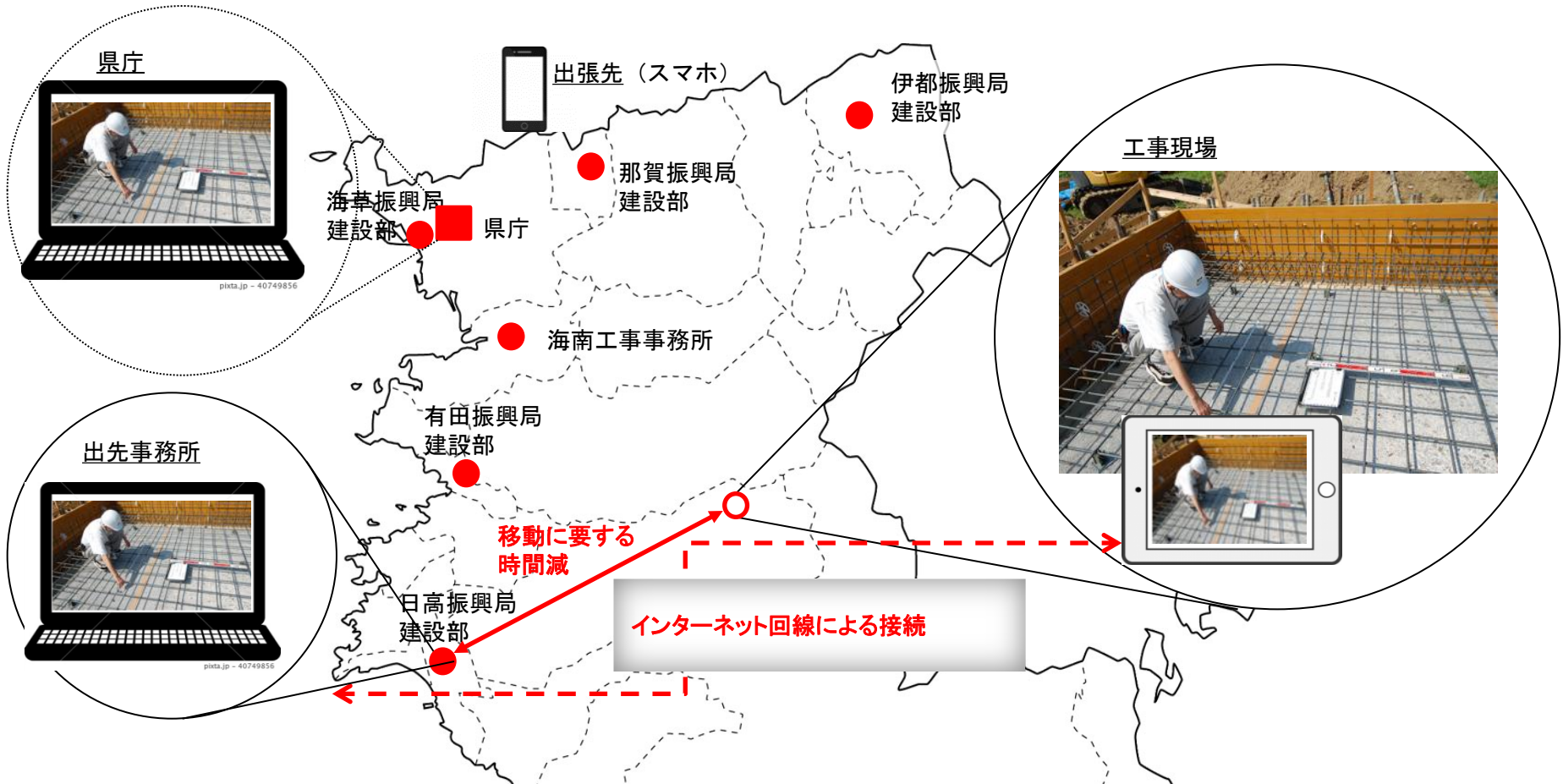
（国土交通省公表資料より）

1. 株式会社アイサス
2. 株式会社建設システム
3. 川田テクノシステム株式会社
4. 株式会社建設総合サービス
5. 株式会社現場サポート
6. 株式会社トインクス
7. 日本電気株式会社
8. 株式会社ビーイング
9. 株式会社コルク
10. 株式会社EARTHBRAIN

http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

遠隔臨場

- 遠隔臨場は、Webカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、受注者における「段階確認」、「材料確認」に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化、発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指しています。（R2.4 試行要領を策定）



5. 県土整備データ共有 プラットフォーム

県土整備データ共有プラットフォーム

○ プラットフォームの目的

施設管理に必要となる各種情報をデジタル化し、地図上に登録・一元管理することにより施設の維持管理を効率化

○ 登録を進めているデータ

- ① 電子成果品データ：県土整備部が所管する工事及び業務の電子成果品
- ② 台帳データ：県土整備部が所管する公共施設の法定台帳、施設台帳等
- ③ 施設点検、修繕データ：県土整備部が所管する公共施設の定期点検情報、修繕情報
- ④ 現場確認情報：現場パトロールなどにより撮影した施設の異常箇所等の状況写真

県土整備データ共有プラットフォーム

■ 電子成果品データ
登録（アップロード）



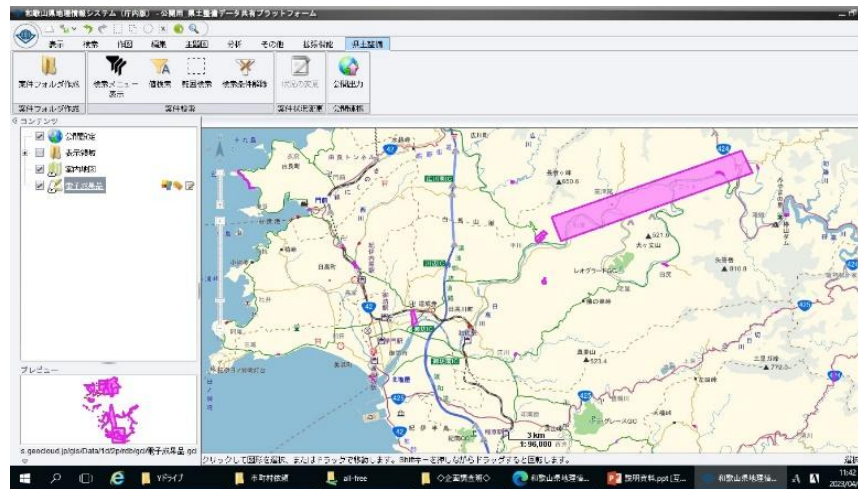
業者

□ 公開データの検索、
閲覧



県民

□ 公開データの検索、閲覧



■ 現場確認情報

現場パトロール

- 電子成果品データ
・受け入れ検査
・一般公開設定（承認）
- 台帳データの登録



担当職員
（監督員）

□ 各種データの検索、閲覧

県土整備データ共有プラットフォーム

○県土整備データ共有プラットフォームの効果

- ① 位置情報、時間情報等を付与し一元的に管理することにより、各種データの検索を容易にし、施設の維持管理を効率化
- ② 各種情報を紐づけすることにより、より詳細な情報を効率的に検索することが可能となり、業務が効率化
- ③ オンライン納品により受注者の業務軽減を図り、データを受発注者間で共有することにより受注者とのやりとりを効率化

県土整備データ共有プラットフォーム

○ 主な作業の流れ [詳細は県土整備データ共有プラットフォーム操作説明書をご覧ください]

【監督員】 地理情報システムから案件フォルダの作成※¹

➢ 「施工番号※²」と招待する受注者の「メールアドレス」を入力

【受注者】 招待メールからアクセスできるフォルダに電子成果品を納品

➢ 登録済みのメールアドレスとパスワードを入力してログイン

➢ 未登録の場合、招待を承認して、アカウントを作成後、ログイン

【受注者】 地理情報システムにアクセスして、「位置情報」と「電子成果品情報」を登録する

➢ 地理情報システムにアクセスし指示に従って必要事項を入力

<https://wakayamaken.geocloud.jp/Contribution/mp/15>

・ 工事成果品か業務成果品かを選択

・ 場所を登録＝地図上に図示

・ 電子成果品の中にある拡張子が「.XML」のファイルを読み込む

・ 以降、工事名などの諸元を入力※³

【受注者】 納品と位置情報と電子成果品情報の登録が完了すれば監督員に報告

【監督員】 地理情報システムから電子成果品の内容を確認

➢ 「状況の変更」から「状況」を<提出中>から<確認中>に変更

➢ 「BOX 監督員領域」から確認し、不備があれば「状況」を<差し戻し>にして
受注者と内容の調整を実施

➢ 調整が完了すれば「状況」を<承認済>にして終了

県土整備データ共有プラットフォーム

○ 注意点

※ 1 : 地理情報システムから案件フォルダの作成

- ・ 監督員がこの作業を実施しないと納品先のフォルダが作成されません
- ・ また、招待がなければ納品先のフォルダがない状態なので、受注者が納品作業や情報登録作業を行うとエラーになります

※ 2 : この納品作業には 2 種類の番号が必要になります

・ 施工番号（15桁）

	発注機関名	発注年度		施工課名	番号
		元号	年数		
桁数	6桁	1桁	2桁	2桁	4桁
記入例	081100	5	04	12	0001

・ 電子納品番号（17桁）

	発注機関名	発注年度	施工課名	番号	工事or委託
桁数	6桁	4桁	2桁	4桁	1桁
記入例	081100	2022	12	0001	1

※ 3 : この作業において、上記の施工番号と電子納品番号の記入間違いが原因のエラーが非常に多くなっています、特にご注意下さい

最後に



- ✓ 長時間労働が是正されないとい人は来てくれない
- ✓ 短時間で成果を出すには生産性の向上が必要
- ✓ 生産性の向上のためには新たな技術の導入・人材の確保が必要

「どれか1つ」を頑張ればよいのではなく、
「すべてを同時並行」で取り組む必要がある

- 労働環境の改善（週休2日・長時間労働の是正・イメージアップ）
- 女性活躍（やりがい・思いやり・多様な視点）
- 広報活動（災害対応・地域貢献・SNS・YouTube等）
- ICT施工の拡大（ドローン測量・3次元設計・データ納品・ICT建機の導入）
- コミュニケーションのIT化（ASP・遠隔臨場・アナログからデジタルへ）

ご清聴、ありがとうございました

